

鹿部町私道補修基準

(趣旨)

第1条 この基準は、未舗装の私道について、町が公共性に基づく補修を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、私道とは道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路以外の道路で、現に地域住民の通行の用に供されているものをいう。

(対象とする私道)

第3条 町が補修の対象とする私道は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公道から公道へ通り抜けでき、不特定多数の者が通行できる場合に、その全区間とする。
- (2) 両端が公道に接しているが通り抜けに適さない道路で、通行可能区間の沿道に現に住民が居住する家屋が3軒以上あり、そのうちの3軒の共用区間が概ね50m以上ある場合に、その共用区間とする。
- (3) 一端が公道に接している袋小路で、沿道に現に住民が居住する家屋が3軒以上あり、そのうちの3軒の共用区間が概ね50m以上ある場合に、その共用区間とする。

(補修内容)

第4条 私道の補修内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補修材料を用いずに不陸整正することを基本とする。
- (2) 申請者が補修材料を用意した場合に限り、これを用いて不陸整正することができるものとする。

(申請手続等)

第5条 補修を希望する者は、町が第3条の規定による補修対象の私道であることを確認した後に、補修を申請することができるものとする。

- 2 前項に規定する補修を希望する申請者は、第3条第1号の要件に該当する場合は別記第1号様式の申請書および別記第3号様式の同意書を、同条第2号または同条第3号の要件に該当する場合は別記第2号様式の申請書ならびに別記第3号様式の同意書および別記第4号様式の同意書を町長に提出しなければならない。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。